　川根本町シニア世代スマホ購入費補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和６年４月１日

川根本町長　薗　田　靖　邦

川根本町シニア世代スマホ購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、日々の情報源となるスマートフォン（以下「スマホ」という。）の購入促進を図るため、スマホを初めて購入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、川根本町補助金等交付規則（平成17年川根本町規則第39号）及びこの告示の定めるところによる。

　（交付対象者）

第２条　シニア世代スマホ購入費補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）提出年度の３月31日までに満65歳以上となる町民

（2）申請時において、世帯に町税の滞納がない者

（3）今までスマホを所有したことがなく、令和６年４月１日以降にスマホを

購入し、かつ自らが利用することを目的に通信事業者とデータ通信契約を

した者

(4) 町の公式LINEアカウントを友だち登録した者

　（補助の対象及び補助額）

第３条　補助の対象及び補助額は、次のとおりとする。

(1)　補助の対象

　　 ア　スマホの購入代金

　　 イ　充電器及びケーブル（ただし、スマホ本体に付属していない場合）

　　 ウ　スマホ購入に係る契約事務及びデータ移行の手数料

(2)　補助額

　　　前号アからウの合計額とし、１人につき１万円を限度とする。

　（交付の申請）

第４条　補助金交付の申請をしようとする者は、交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　提出書類

　　 ア　前条第１号に規定するものの支払額の分かる書類の写し

　　 イ　振込口座通帳の写し

　　 ウ　その他町長が必要と認める書類

(2)　提出期限

　　 　提出年度の2月28日まで

　（交付の決定及び確定）

第５条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

　（その他）

第６条　この告示で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

　この告示は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度から令和８年度までの

分の補助金に適用する。

様式第１号（第４条関係）

交付申請書兼請求書

令和　　年　　月　　日

　川根本町長　　様

住　　所　川根本町

氏　　名

携帯番号

令和　　年度において、スマホ購入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、補助金を交付されるよう併せて請求します。

１　交付申請金額　　　　　　　　　　　　　　円

２　振込先口座　　　　振込先金融機関名

口座種別

　　　　　　　　　　　　 口座番号

　　　　　　　　　　　　（フリガナ）

口座名義

誓　約　書

私は、川根本町シニア世代スマホ購入費補助金の交付を申請するにあたり、以下の内容について、誓約します。

　また、補助金の交付に際し、町税務関係等への情報照会があることについても同意します。

◆補助金交付を申請する対象のスマホは、自ら利用することを目的として購入したものであり、通信事業者とのデータ通信契約をしています。

◆世帯に町税の滞納はありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　自筆署名

様式第２号（第５条関係）

川　本　デ　第　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

川　根　本　町　長

（デジタル推進課長）

交付決定通知書兼交付確定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあったスマホ購入費補助金について、次のとおり決定及び確定したので通知します。

１　交付決定及び確定額　　　　　　　　　　　　　円